

平成27年8月5日

大阪大学山岳会 様

公益社団法人日本山岳会

会 長 小 林 政 志

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、当会山岳事業に対し格別なるご理解、ご支援、ご協力を賜り感謝いたしております。

さて、本年4月25日に起きた大地震とその後の余震で、ネパールと周辺国で合わせて9000人近くの方が死亡し、およそ80万棟の住宅が被害を受け、今も多くの方が屋外での苦しい避難生活を強いられています。

この地震を受け、ネパールと縁の深い当会を含む日本の主要山岳団体、(公社)日本山岳協会、(公社)日本山岳ガイド協会、日本勤労者山岳連盟、日本ヒマラヤン・アドベンチャー・トラスト、日本ヒマラヤ協会が緊急に協議の上、甚大な被害を受けたネパールの被災者救援と1日も早い復興を願い、心を一つにして「ネパール大地震救援募金」を実施しましたところ、早速、多くの方々から浄財をお寄せいただきました。

ご寄付いただいた全額を出来る限り早くネパールの被災者にお届けしたいと考え、壊滅的な被害を受けながら支援の手が届いていないランタン地域の復興とロールワリン地域の学校建設のため、その一部を配分し、本日、贈呈式を実施いたしました。

その状況については、別途、各山岳団体のホームページ、機関誌等を通じてお知らせいたしますので、ご覧いただければ幸いです。

この度のご支援に心より感謝申し上げます、略儀ながら、書面をもってお礼申し上げます。
敬白

記

ご寄附頂きました上記の寄附金は、所得税法第78条第2項第2号及び法人税法第37条第4項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金（昭和40年4月30日大蔵省告示154号）に該当しますので、税務署への寄附金控除又は損金算入の手續にあたりましては当会発行の別紙領収証をもちまして申告されますようお願いいたします。

以上

領 収 証

平成27年8月5日

大阪大学山岳会 様

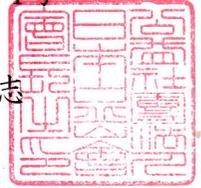
¥410,000※

ただし、ネパール大地震救援の寄付金として

東京都千代田区四番町5番4号

公益社団法人日本山岳会

会 長 小 林 政 志



- ※ 本法人は、公益社団法人であり、この寄付金は所得税法第78条第2項第2号の寄付金控除又は法人税法第37条第4項第2号該当の損金算入対象となり、当該領収書はその証拠資料となります。
- ※ 本法人は、公益社団法人でありますので、印紙税法により印紙は添付いたしません。